

令和 8 年度山梨県立学校等入学生に向けた学習者用端末の

調達業務に係る協定書

山梨県教育委員会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、令和 8 年度山梨県立学校等入学生に向けた学習者用端末の調達業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 乙は、この協定書に定める各条項のほか、別紙「令和 8 年度山梨県立学校等入学生に向けた学習者用端末の調達業務に係る仕様書」に従い、協定書記載の内容について誠意をもって履行しなければならない。

第 2 条 学習者用端末の台数及び単価（税込）については、下表のとおりとする。

端末	台数 (予定)	1 台当たりの価格 (税込)	合計価格 (予定)
A 端末			
B 端末			

2 前項の台数及び合計価格については、次の場合により増減することがある。これにより、購入台数が減った場合においても、減った台数を甲が補償して購入するものではない。

(1) 入学者等の増減があった場合

(2) 本協定で定める学習者用端末を購入せず、山梨県教育委員会が示す仕様を満たす他の端末を学習者用端末として使用する入学者がいる場合

3 第 1 項の学習者用端末について、A 端末は購入時に指定する場所に、B 端末は各学校にそれぞれ納入すること。

4 令和 8 年 3 月 12 日から同年 4 月 15 日までに購入された端末については、令和 8 年 5 月 15 日までに納入すること。（ただし、令和 8 年 4 月 16 日以降に購入した場合については、購入日より原則 1 ヶ月以内に納入すればよいものとする。）

第 3 条 乙が生徒（保護者）（以下「購入者」という。）へ販売する価格は協定単価とし、購入者が乙へ支払う。

2 乙は、上記協定単価の支払いの確認が取れない場合は、確認が取れるまで販売をしないことができる。

第 4 条 乙は天災又は不可抗力その他正当な事由により期限内に物品の納入を完了で

きない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。この場合、甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

第5条 甲は、乙が次の各号に該当するときには、何らかの催告を要せずこの協定を破棄することができる。この場合において、破棄により乙に損害が生じた場合であっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 納入期限までに納入できる見込みがないと認められたとき、又は協定内容を履行しなかったとき。

(2) 納入に関し不正の行為があったとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図るも目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が、上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(4) その他協定に反したとき。

第6条 乙の責に帰すべき理由により協定を解除し、甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責めを負う。

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、この協定によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第8条 乙は、この協定による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第9条 乙は、この協定による事務を行うに当たり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県教育委員会教育長 荻野 智夫 印

乙

印